

府 食 第 3 4 6 号
令和 7 年 5 月 14 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和 7 年 5 月 7 日付け 7 消安第 880 号により農林水産大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症混合ワクチン（シード）（キャトルマスター FP5）に係る食品健康影響評価について、下記のとおり回答いたします。

記

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症混合ワクチン（シード）（キャトルマスター FP5）については、その主剤である病原体による「牛伝染性鼻気管炎」、「牛パラインフルエンザ」及び「牛 RS ウイルス感染症」は、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されており、かつ、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。なお、主剤のうち牛ウイルス性下痢ウイルス 1 型及び 2 型は不活化されている。

また、本製剤の添加剤は、これまでに食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤又は 1 用量中の含有量が所定の量を超えなければ人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤である。このため、本製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価結果に照らすと、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。